

写



令和3年5月27日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟

会長 森岡 崇

東京都渋谷区渋谷千駄ヶ谷5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162

税理士法第2条の3草案に関する意見書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動を行っています。

貴会理事会において下記のような草案が議論されたと承知しております。

(税理士の業務の改善進歩の努力)

第2条の3 税理士は、第2条の業務を行うに当たっては、経済社会情勢の変化を踏まえ、申告等における電子情報処理組織を使用する方法の積極的な利用、就業形態の多様化への対応その他の取組を通じてその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。

当連盟においては下記意見により、これを税理士法改正に含めることを、断固反対します。

記

1. 税理士法（以下「法」という）第2条は税理士が他人の求めに応じ、一定の租税に関する事務を業とすることを定めたものである。また法第2条の2は、税理士には、裁判所において補佐人として出廷陳述権があることを定めている。

法第2条および法第2条の2は税理士の業務の範囲を明らかにするものであり、かつ、その専門的な立場における責任の範囲を示したものである。

しかし今回の改正草案は、税理士が担う業務の範囲を示すものではなく、また、税理士が果たすべき責任の範囲も不明確であり、税理士が遵守すべき職業法規としての税理士法になじまない。

2. これらの内容は、日本税理士会連合会会則第2条の目的で謳うところの「税理士業務の改善進歩」に係る解釈として、経済社会情勢の変化の把握、申告等における電子処理情報組織に関する知識の敷衍および情報管理に関する安全性への最大の配慮、就業形態の多様化への対応など、税理士を取り巻く環境に対応した指導をすべき税理士会が行うべき事務の範囲と考えられる。

以上